

XII 在留资格、在留管理制度

1 在留资格

在日本居留的外国人当中的永住者、特别永住者、定住者、日本人或永住者的配偶等,根据身份和地位决定在留资格的外国人,对居留期间的活动不受特别限制。但是,持有其他在留资格的外国人按入国时所定在留资格的范围,在规定的在留期限内,其居留活动(就劳等)可获得准许。在留资格的变更、在留期限的更新、资格外活动的许可都必须去出入国在留管理厅申请办理。

另外,由于“出入国管理及难民认定法案”的修订,留日外国人的在留资格中增设“特定技能”项。

入管法的在留资格列表如下:

(1) 允许在所定的范围内就劳的在留资格

在留资格	在日本可以进行的活动	在留期限
①外交	作为外国政府的外交使节团等成员及其家庭成员的活动	外交活动期间
②公用	从事外国政府、国际机构公务者以及其家庭成员的活动	5年、3年、1年、3个月、30天或15天
③教授	在日本的大学进行研究、研究指导或教育活动	5年、3年、1年或3个月
④艺术	伴有收入的音乐、美术、文学及其他艺术上的活动(不包括演出之项列举的活动)	5年、3年、1年或3个月

XII 在留资格、在留管理制度

1 在留资格

日本に在留する外国人のうち永住者、特別永住者、定住者、日本人または永住者の配偶者等、身分又は地位に基づく在留資格の外国人は、在留活動の制限は特にありません。しかし、その他の在留資格で在留する外国人は、入国の際に与えられた在留資格の範囲内で、定められた在留期間に限って、在留活動(就労など)が認められています。在留資格の変更、在留期間の更新、資格外活動の許可にはすべて出入国在留管理庁への申請が必要です。

なお、「出入国管理及び難民認定法」の改正により、日本に在留する外国人の新たな在留資格として、「特定技能」が創設されました。

入管法上の在留資格は次の表のようになっています。

(1) 定められた範囲での就労が可能な在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動	期間
①外交	外国政府の外交使節団等の構成員及びその家族の構成員としての活動	外交活動を行う期間
②公用	外国政府や国際機関の公務に従事する者とその家族の構成員としての活動	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
③教授	日本の大学等において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月
④芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(興行の項に掲げる活動を除く)	5年、3年、1年又は3月

在留資格	在日本可以进行的活動	在留期限
⑤宗教	外国宗教団体派遣来日进行宗教上的活動	5年、3年、1年或3个月
⑥報道	根据与外国報道机构签订的合同进行采访以及其他報道方面的活動	5年、3年、1年或3个月
⑦高級専門職	高級専門職1号 (1) 高度学术研究活動 根据与日本的公私机构签订的合同从事研究、指導研究或教育業務的活動 (2) 高度専門、技術活動 根据与日本的公司机关签订的合同从事需要拥有自然科学或人文科学领域的知識或技術的業務的活動 (3) 高度經營、管理活動 在日本以營利为目的，从事法人等的經營或从事该法人等的管理活動 ※在学历、職業经历及年收入等項目上打的分数合計70分以上的，会被认定为此資格 ※持有此資格的人可以享受被認可持有复合在留資格等優惠待遇	5年
	高級専門職2号 进行高級専門職1号所列举的活動，在日本居住3年以上的，而且其居留符合法務省令所定的有利于日本利益基準的	无期限
⑧經營、管理	在日本从事貿易及其他事業的經營或从事此些事業的管理活動	5年、3年、1年、6个月、4个月或3个月

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
⑤宗教	外国の宗教団体から日本に派遣されて行う宗教活動	5年、3年、1年又は3月
⑥報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月
⑦高度専門職	高度専門職1号 (1) 高度學術研究活動 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動 (2) 高度専門・技術活動 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 (3) 高度經營・管理活動 本邦の營利を目的とする法人等の經營を行い又は管理に従事する活動 ※学歴、職歴、年収などの項目で定められたポイントの合計が70点以上であれば認定されます。 ※複合的な在留資格が認められるなどの優遇措置を受けられます。	5年
	高度専門職2号 高度専門職1号に掲げる活動を行い、日本に3年以上在留した者であつて、その在留が日本が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するもの。	無期限
⑧經營・管理	日本において貿易その他の事業の經營若しくはこれらの事業の管理に従事する活動	5年、3年、1年、6月、4月又は3月

在留資格	在日本可以进行的活動	在留期限
⑨法律、 会計業務	获有外国法事務律師、外国公認注册會計師及其他法定資格者從事法律、會計業務	5年、3年、 1年或3个月
⑩医 疗	获有法定資格的醫師、牙科醫師及其他法定資格者從事醫療方面的業務	5年、3年、 1年或3个月
⑪研 究	根据与日本的公私机构签订的合同从事研究業務的活動	5年、3年、 1年或3个月
⑫教 育	在日本的小學、中學、高中、专门學校及各種學校或相当于这些學校的教育机关從事語言教育和其他教育的活動	5年、3年、 1年或3个月
⑬技 術、 人文知識、 國際業務	根据与日本的公私机构签订的合同从事理學、工學等自然科學領域或法律學、經濟學等人文科學領域的需要技術或專門知識的業務，或者從事需要有建立在外國文化基礎上的思考與感受性的業務活動	5年、3年、 1年或3个月
⑭企業內調 動	因企業內部的調動來日本國內的本店、支店工作，從事相当于“技術”或“人文知識、國際業務”的活動	5年、3年、 1年或3个月
⑮护 理	根据与日本的公私机构签订的合同，从事由拥有護理福利士資格的人员进行護理或護理指導的業務活動	5年、3年、 1年或3个月
⑯演 出	戏剧、曲艺、演奏、体育等有关演出的活動或其他藝術活動	3年、1年、 6个月、3个月 或15天

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
⑨ 法律・ 会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他の法律上資格を有する者が行うこととされている法律・会計業務	5年、3年、 1年又は3月
⑩医 療	医師、歯科医師その他の法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係わる業務	5年、3年、 1年又は3月
⑪研 究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動	5年、3年、 1年又は3月
⑫教 育	日本の小学校、中学校、高等学校、専修学校又は各種学校若しくはこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、 1年又は3月
⑬ 技 術・ 人文知識・ 國際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学等の自然科学の分野もしくは法律学、経済学等の人文科学の分野の技術もしくは知識を要する業務、又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動	5年、3年、 1年又は3月
⑭ 企業内転勤	企業内の転勤によって日本国内の本店、支店等に勤務して行う「技術・人文知識・國際業務」に該当する活動	5年、3年、 1年又は3月
⑮介 護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、 1年又は3月
⑯興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係わる活動又はその他の芸能活動	3年、1年、 6月、3月 又は15日

在留資格	在日本可以进行的活動	在留期限
⑰技能	根据与日本公私机构的合同，从事产业特殊领域所需熟练技能的业务活动	5年、3年、1年或3个月
⑱特定技能	特定技能1号 根据与日本各公共或民营机关签订雇佣相关合约，在特定产业领域中，从事需一定程度的知识或经验的技能的业务活动。	1年、6个月、或4个月
	特定技能2号 根据与日本各公共或民营机关签订雇佣相关合约，从事在特定产业领域中，需熟练技能的业务。	3年、1年、或6个月
⑲技能实习	技能实习1号 根据技能实习法规定，按照获得认证的技能实习计划，接受讲习，从事技能等相关业务的活动	不超过1年的范围内，法务大臣所指定的期限
	技能实习2号 已结束技能实习法规定之第一号技能实习的人员，为熟练该技能等，根据技能实习计划从事需该技能等业务的活动	不超过2年的范围内，法务大臣所指定的期限
	技能实习3号 已结束技能实习法规定之第二号技能实习的人员，为熟练该技能等，根据技能实习计划从事需该技能等业务的活动	

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
⑰技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月
⑱特定技能	特定技能1号 日本の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	1年、6月、又は4月
	特定技能2号 日本の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年、1年、又は6月
⑲技能実習	技能実習1号 技能実習法の定めにより認定を受けた技能実習計画に基づき、講習を受け、技能等に係る業務に従事する活動	1年を超えない範囲内で法務大臣が指定する期間
	技能実習2号 技能実習法で定める第一号技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、技能実習計画に基づき、技能等を要する業務に従事する活動	2年を超えない範囲内で法務大臣が指定する期間
	技能実習3号 技能実習法で定める第二号技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、技能実習計画に基づき、技能等を要する業務に従事する活動	

(2) 不允許就勞的在留資格

在留資格	在日本可以進行的活動	在留期限
①文化活動	不帶收入的學術或藝術活動以及對日本特有文化或技藝進行專門的研究或在專家指導下進行上述進修活動	3年、1年、6個月或3個月
②短期滞在	在日本短期逗留，進行觀光、體育、探親、參加會議、業務連絡等活動	90天、30天或15天以內天數為單位的期限
③留學	日本的大学、高等専門学校、高中、小学、特別支援學校、專修學校或各種學校及其相當的機構里接受教育的活動	4年3個月、4年、3年3個月、3年、2年3個月、2年、1年3個月、1年、6個月或3個月
④研 修	受日本公私機構的邀請進行技能等學習活動	1年、6個月或3個月
⑤家屬居留	具有可就勞的在留資格(除外交、公用、技能實習、特定技能1號之外) 的人員以及從事文化活動、留學人員撫養的配偶者或孩子所進行的日常活動	5年、4年3個月、4年、3年3個月、3年、2年3個月、2年、1年3個月、1年、6個月或3個月

(2) 就勞が認められない在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動	期 間
①文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動	3年、1年、6月又は3月
②短期滞在	日本に短期間滞在して行う、観光、スポーツ、親族の訪問、講習会への参加、業務連絡等の活動	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間
③留 学	日本の大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
④研 修	日本の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動	1年、6月又は3月
⑤家族滞在	就勞可能な在留資格(外交、公用、技能實習、特定技能1號を除く)の者及び文化活動・留學の者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

(3) 根据各种具体许可内容允许就劳的在留资格

在留资格	在日本可以进行的活動	在留期限
特定活動	法務大臣对每个具体的外国人给予的特別指定的活動 ※根据法務省告示而定有各种各样的活動，以下為其中之例。 ①外交官等的家務僱人 ②打工度假制度 ③根据EPA（Economic Partnership Agreement：經濟伙伴关系協定）的护士及護理福利士的候補人員	5年、3年、1年、6个月、3个月或者法務大臣对每个人指定的期限（5年以内）

(3) 個々の許可の内容により就労が認められる在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動	期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特別に指定する活動 ※ 法務省の告示により多様な活動が定められていますが、一例は以下のとおりです。 ①外交官等の家事使用人 ②ワーキングホリデー ③EPA（經濟連携協定）に基づく看護師・介護福祉士候補者	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

(4) 根据身分和地位而定的在留资格（对就劳没有限制）

在留资格	必要条件	在留期限
①永住者	得到法务大臣批准的永住者	无期限
②日本人配偶等	日本人配偶、作为日本人子女出生者、日本人的特别养子	5年、3年、1年或6个月
③永住者配偶等	永住者或特别永住者的配偶以及作为永住者或特别永住者子女在日本出生者	5年、3年、1年或6个月
④定住者	法务大臣根据特别理由给予许可的（日本血统第三代、难民等）	5年、3年、1年、6个月或者法务大臣对每个人指定的期限（5年以内）

(4) 身分又は地位に基づく在留資格（就労に制限がない）

在留資格	要件	期間
①永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
②日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日本人の子として出生した者、日本人の特別養子	5年、3年、1年又は6月
③永住者の配偶者等	永住者若しくは特別永住者の配偶者、又は永住者若しくは特別永住者の子として日本で出生した者	5年、3年、1年又は6月
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し居住を認める者（日系三世、難民等）	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

2 在留资格の変更

(1) 转换工作

在留资格の変更，必须得到出入国在留管理厅の許可。例如：持“技术、人文知识、国际业务”在留资格の人转换工作，以“教育”在留资格在大学工作。

转换工作如果是在和所持在留资格同种资格的活动范围内，不需要事前向出入国在留管理厅申请许可。但是，就此次转换工作有无问题，想得到出入国在留管理厅确认时，可附上新单位的有关资料，申请发放“就劳资格证明书”。

在就劳资格证明书上，将记载“于XX公司的XX活动与上述（在留资格）相符”。

因转换工作而所属机构有变更时，自变更之日（退職日、进单位日）起14天之内应向出入国在留管理厅申报。如果申报迟延，有可能处以20万日元以下的罚款。

(2) 持不能就劳的在留资格而想就职时

凡毕业于日本的大学后，要在日本用人单位就职的，都必须办理从“留学”的在留资格转为允许就劳的在留资格の変更手续（入国管理法第20条）。

来日探亲访友，以“短期滞在”的在留资格逗留的外国人，原则上不能变更为就劳资格。必须一旦出境，在驻外日本大使馆或领事馆等驻外公馆申请符合入国目的的签证，领到签证后方可进入日本。

另外，持不能就劳的在留资格在日本居留，因和日本人结婚，身份关系改变的，也有可能获得批准，变更为“日本人配偶者等”的在留资格。

2 在留資格の変更

(1) 転職

在留資格の変更を伴う場合は、出入国在留管理庁の許可が必要です。例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持って働いていた人が転職し、大学等で「教育」の在留資格で働くといった場合です。

認められた在留資格と同一の在留資格の活動の範囲で転職する場合は、事前に入出国在留管理庁に許可を求める必要はありませんが、この転職に問題があるかどうかについて出入国在留管理庁からの確認を得たい場合には、新たな事業所にかかる関係資料を添えて「就労資格証明書」の交付を申請することができます。就労資格証明書には「〇〇会社における〇〇の活動は上記（在留資格）に該当する」旨の記載がなされます。

転職により所属機関が変わる場合には、その変更が生じた日（退職日、入社日）から14日以内に入出国在留管理庁に届け出ることとなっており、届出が遅れると20万円以下の罰金が科される可能性があります。

(2) 就労できない在留資格からの就職

日本の大学を卒業した後、日本の会社に就職する場合は、「留学」の在留資格から、就労が可能な在留資格に変更する手続きが必要です（入管法第20条）。

知人を訪ねて「短期滞在」の在留資格で滞在している外国人が、就労できる在留資格に変更することは原則としてできません。一度出国し、外国にある日本の大使館や領事館等の在外公館に入国目的に対応する査証の発給申請を行い、その発給を受けた上で日本に入国しなければなりません。

なお、就労できない在留資格で滞在していて、日本人と結婚をしたため「日本人の配偶者等」に変更されるような身分関係の変更に基づく在留資格の変更は許可される場合があります。

3 资格外活动许可(要打工时)

持有“留学”以及“家属居留”在留资格的外国人,要打工时,必须事先在出入国在留管理厅取得资格外活动许可。

获得资格外活动许可后,可每周工作28小时以内。留学生在暑假等长期休假中,可每天工作8小时以内。

一般来说,从事的工作以不从事风俗业为前提,均予以许可。关于许可范围,可于资格外活动许可书以及在留卡背面记载内容进行确认。

3 资格外活動の許可（アルバイトで働くとき）

「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人がアルバイト等の就労活動を行う場合には、あらかじめ出入国在留管理庁で資格外活動の許可を受ける必要があります。

資格外活動の許可を得ることにより、1週28時間まで就労することが可能となります。また、留学生については、夏休み等の長期休業期間中、1日8時間までの就労が可能です。

これらの就労は、一般的に、風俗営業等に従事しないことを条件に、包括的に許可されます。許可の範囲については、資格外活動許可書や在留カードの裏面の記載により確認することができます。

〈参考〉就労できない在留資格の外国人における「資格外活動許可」

〈参考〉关于持不能就劳的在留资格的外国人的“资格外活动许可”

		许可的种类	可以就劳的时间	
			1周可以就劳的时间	教育机关长期休業期间的可以就劳时间
留学生	大学等の系学生 及大学院学生	综合性许可	一律28个小时以内	1天8个小时以内 ※每周40个小时以内
	大学等の旁听生及 专门旁听的研究生			
	专业学校等的学生			
	家属居留			
特定活动 (以继续进行就职活动 或者内定后至就职前的 在留为目的者以及其随 同居住的家属)				
文化活动		个别许可 (特定的工作单位和工作 内容)	个别决定 许可内容	

		許可の区分	就労可能時間	
			1週間の 就労可能 時間	教育機関の 長期休業中の 就労可能時間
留学生	大学等の学部生 及び大学院学生	包括許可	一律28時間 以内	1日につき 8時間以内 ※週40時間 以内
	大学等聴講生・専ら 聴講による研究生			
	専門学校等の学生			
家族滞在				
特定活動 (継続就業活動若しくは 内定後就職までの在留 を目的とする者又は、 これらの者に係る家族 滞在活動を行う者)				
文化活動		個別許可 (勤務先、仕事 内容を特定)	許可の内容を 個別に決定	

4 在留期限的更新

在留期限是在入国时或在留资格变更时与在留资格同时决定的。外国人（除永住者及特别永住者以外）在日本的在留只限于获得许可的期限内。因此，希望更新在留期限时，必须于在留期限到期之前，去出入国在留管理厅申请在留期限的更新。申请更新，可于在留期限到期的大约3个月之前办理。

超过在留期限非法在留者将受到处罚（入国管理法第70条第1项第5号），成为被强制驱出日本的对象（入国管理法第24条第4号ロ）。

5 违法就劳和强制出境

(1) 违法就劳

违法就劳指以下情况：

- ① 非法入境或超过在留期限违法滞留，无正规在留资格的外国人进行就劳活动
- ② 无许可而进行超过在留资格允许范围的就劳活动

进行违法就劳的劳动者有可能成为处罚的对象或被强制驱出日本。

另外，还规定对故意或因过失雇用违法就劳的外国人的用人单位判为“违法就业助长罪”（判处3年以下徒刑或罚款300万日元以下，或者二者并罚）（入管法第73条之2）。

4 在留期間の更新

在留期間は、入国の際や在留資格の変更の際などに在留資格とともに決定されます。永住者や特別永住者以外の外国人は、その許可された在留期間内に限って日本に在留することができます。したがって、在留期間の更新を希望する場合には、現在の在留期間が満了する日までに、出入国在留管理庁に更新許可の申請をする必要があります。更新の申請は、在留期間が満了する日の3か月前ごろからできます。

在留期間を超えて不法に残留すれば処罰の対象になり（入管法第70条第1項第5号）、退去強制の対象にもなります（入管法第24条第4号ロ）。

5 不法就労と退去強制

(1) 不法就労

不法就労とは次のような場合をいいます。

- ① 不法に入国したり、在留期間を超えて不法に残留したりするなどして、正規の在留資格を持たない外国人が行う収入を伴う活動
- ② 許可を受けずに、在留資格で認められた活動以外の収入を伴う活動

不法就労をした労働者は処罰の対象になり、退去強制されることがあります。

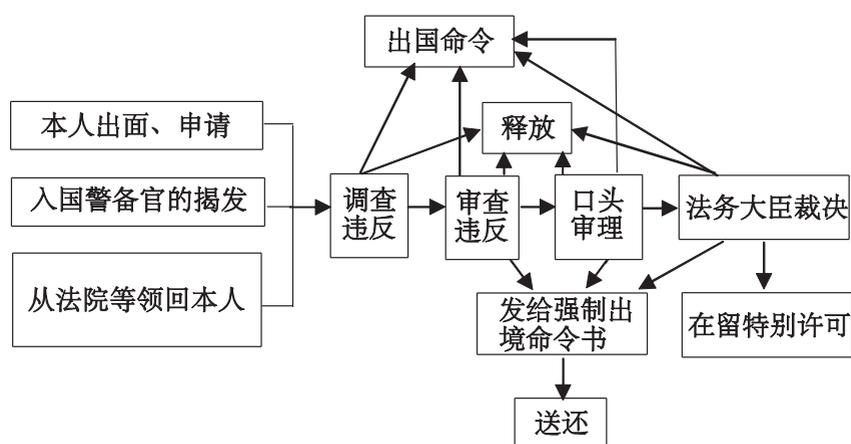
また、不法就労外国人を故意又は過失により雇用した雇用主に対しては「不法就労助長罪」（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科）が定められています（入管法第73条の2）。

(2) 强制出境

入国管理法规定对以下外国人可以强制出境：

①非法入境者②非法登陆者③非法滞留者④资格外活动者⑤
刑罚法令违反者⑥有伪造、窜改在留卡和特别永住证明书等行
为者。

强制出境的手续，考虑到外国人的人权，按下面的示意图所
示程序进行。



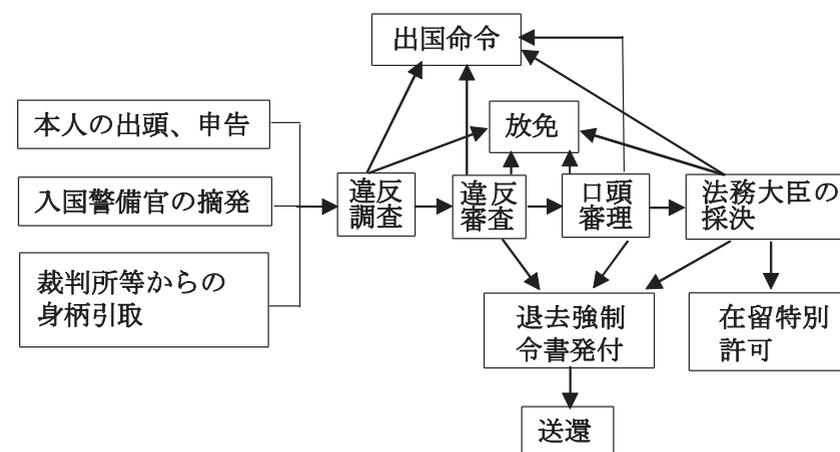
护照丢失或者没有护照的情况，必须和驻日本的本国驻外公
馆取得联系，要求发给护照或代替护照的证件。

(2) 退去强制

入管法では、次のような外国人を退去強制できると規定して
います。

①不法入国者、②不法上陸者、③不法残留者、④資格外活動者、
⑤刑罚法令違反者、⑥在留カード及び特別永住証明書の偽変造
等の行為をした者

退去強制手続きは、外国人の人権に配慮し、次のように進め
られます。



パスポートを紛失したりして所持していない場合は、日本に
ある母国の在外公館に連絡をとって、パスポートかパスポート
に代わるものを発行してもらう必要があります。

6 在留卡和居民登录

除特别永住者、持有“短期滞在”、“外交”或“公用”在留资格的人员以外,在留期限超过3个月的外国人则视为“中长期在留者”并发放“在留卡”,16岁以上的中长期在留者有随身携带在留卡的义务。

另一方面,对特别永住者,由市区町村役所发给特别永住者证明书(卡),没有随身携带此卡的义务。

新入境的中长期在留者,在入境时即可领到在留卡。之后,自住处确定之日起14天以内,必须前往住处所在的市区町村役所提交在留卡,办理登记手续。

另外,即使是之前入境,现一直居住在日本的中长期在留者,居住地点变更时,也须在迁移到新居住地之日起14天以内,向新居住地的市区町村役所提交在留卡和办理登记手续。

居住地以外的在留卡中所记载的事项发生变更时,也须在14天之内向地方出入国在留管理局办理手续。

如贪图省事没有及时办理的话,有可能会被处以20万日元以下的罚款。

在留卡因丢失或者污损等,要申请补发时,须在14天之内予以申请。如贪图省事没有及时办理上述申请的话,有可能会被处以1年以下的徒刑或20万日元以下的罚款。

此外,除上述入管法上的规定之外,中长期在留者、特别永住者均可作为“外国居民”登记于居民基本台账,作为地区居民所应受到的服务都可享受。日本人和外国人混合的家庭,所有成员都可登载在同一居民票的栏目中,并且外国人也可做为户主。

6 在留カードと住民登録

特別永住者や「短期滞在」、「外交」または「公用」の在留資格が決定された人以外で、3か月を超える在留期間を有する外国人は「中长期在留者」として「在留カード」が交付され、16歳以上の中長期在留者には、在留カードの常時携帯が義務付けられています。

他方、特別永住者には、特別永住者証明書(カード)が市区町村を通して発行されますが、常時携帯の義務はなくなりました。

新たに入国した中长期在留者は入国時に在留カードを交付され、その後、住居地を定めた日から14日以内に在留カードを提出して居住している市区町村の窓口に住居地を届け出なければなりません。

また、在留を続けてきた中长期在留者も、住居地を変更した場合、新住居地に移転した日から14日以内に在留カードを提出して新住居地の市区町村の窓口に届け出なければなりません。

住居地以外の在留カード記載事項に変更があった場合も、14日以内に地方出入国在留管理局に届け出なければなりません。

これらの届出を怠ると、20万円以下の罰金が科される可能性があります。

在留カードを紛失等した場合、または汚損等して再交付申請を命じられた場合は、14日以内に再交付の申請をしなければなりません。これらの届出を怠ると、1年以下の懲役または20万円以下の罰金が科される可能性があります。

なお、上記の入管法上の取扱い以外に、中长期在留者も特別永住者も「外国住民」として、住民基本台帳に登録され、地域住民としてのサービスを受けることができます。また、日本人と外国人の混合世帯でも、住民票に一覧で掲載されることとなり、外国人も世帯主になれます。

还有，中长期在留者住址有变迁的情况，与外国人登录不同，需和日本人一样，不但要办理迁入手续也要办理迁出手续。

自从2016年1月起，开始实施社会保障与纳税人识别号（个人编号）制度。个人编号是发给所有持有居民票的人的号码，无论是日本人还是外国人。原则上，一个人的个人编号终身不会改变。目前，个人编号用在社会保障、税以及灾害对策领域里。有时，你所在的工作单位、或你所利用的证券公司及保险公司等会要求你出示个人编号。

个人编号已于2015年10月后，陆续以“通知卡”的形式告知个人，也有的人已经把“通知卡”换成为“个人编号卡”。“通知卡”和“个人编号卡”都不能轻易出示给他人看。万一个人编号遭到泄露，有可能被非法利用的话，可以提出申请变更该号码。

现在持有“居民基本卡”的人，在其有效期内，可以把它用来当作身份证件。但是，一旦领到“个人编号卡”，就应该把“居基卡”退还。“个人编号卡”上与“居基卡”一样，也可以写上通称名。

“个人编号卡”的有效期限，永住者和特别永住者与日本人一样，基本上为10年（未满20周岁为5年）。永住者以外的中长期在留者，在留期限到期为止。

另外，中长期在留者即使持有“个人编号卡”，也仍负有随身携带在留卡的义务。

そして、住所を移した場合は、外国人登録と異なり、日本人と同様に、転入届だけでなく転出届もしなければなりません。

2016年1月から個人番号（マイナンバー）制度がスタートしました。これは、日本人・外国人を問わず、住民票を有するすべての人に付けられる番号で、原則として生涯変わることはありません。当面、社会保障、税、災害対策の分野で活用されますが、勤務先や証券会社、保険会社などからマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーは、2015年10月以降に「通知カード」で知らされたり、また「個人番号カード」に切り替えた人もいます。いずれのカードも、安易に他人に見せたりしてはいけません。もし個人番号を他人に知られ悪用される恐れがある場合などには、番号を変えてもらうこともできます。

いま「住基カード」を持っている人は、その有効期限まで身分証明書などとして使うことができますが、「個人番号カード」の交付を受けたときは、「住基カード」を返納することになります。

「個人番号カード」には、「住基カード」と同様、通称名の記載もされます。

「個人番号カード」の有効期間は、永住者と特別永住者は日本人と同様、基本的に10年（20歳未満は5年）ですが、永住者以外の中長期在留者は在留期間の満了日までです。

なお、中長期在留者は、「個人番号カード」を持っていても、在留カードの常時携帯義務はなくなりません。

7 再入境许可及暂定许可再入境

在留日本の外国人，一旦出境后将喪失在留資格及在留期限。要再次入境日本時，必須辦理再入境及登陸手續。

再入境許可及暫定許可再入境制度能夠解決上述不便之處。

再入境許可系指在留外國人臨時出境後，需要重新入境日本時，由法務大臣提前給予許可，以簡化入境及登陸手續。獲得該許可後的外國人，申請再入境登陸時無需辦理簽證，可延續以前的在留資格及在留期限。再入境許可分為單次有效、及有效期限內可反復使用的多次有效兩種。有效期限在現有在留期限範圍內，最長為5年（特別永住者為6年）。

此外，中長期在留者在出境日起1年以內（特別在留者為2年）再入境時，原則上無需獲得再入境許可。持有效護照及在留卡（特別永住者為特別永住者證明書），在出境時告知入境審查官需再次入境，即視為已獲得一般再入境許可。

8 在留資格“特定技能”

特定技能分為兩種，即從事在特定產業領域中，需一定程度的知識或經驗的業務的“特定技能1號”，以及從事在特定產業領域中，需熟練技能的業務的“特定技能2號”。

7 再入国許可・みなし再入国許可

日本に在留する外國人が、いったん海外に出ると、在留資格、在留期間は消滅します。再度日本に入国するためには、再び入国・上陸の手續をしなければなりません。

再入国許可・みなし再入国許可は、この不便さを解消するための制度です。

再入国許可とは、在留する外國人が、一時的に出国し、再度入国しようとする場合に、入国・上陸手續を簡略化するために法務大臣が出国に先立って与える許可です。これを受けた外國人は、再入国の上陸申請の際に査証が免除され、従前の在留資格、在留期間が継続しているものとみなされます。再入国許可は、1回限り有効のものと、有効期間内であれば何回も使用できる数次有効のものがあります。有効期間は、現に有する在留期間の範囲内で、5年間（特別永住者は6年間）を最長として決定されます。

また、中長期在留者が、出国の日から1年以内（特別在留者は2年間）に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。有効な旅券及び在留カード（特別永住者の場合は特別永住者証明書）を所持し、出国時に入国審査官に対して再び入国する意図があることを告げることで、通常再入国許可を受けたものとみなされます。

8 在留資格「特定技能」

特定技能には、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する「特定技能1号」と、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する「特定技能2号」があります。

特定产业领域（共 14 个领域）

护理、楼房清洁、素形材产业、产业机械制造业、电子/电气机器相关产业、建筑业、造船/船用工业、汽车维保、航空、住宿、农业、渔业、饮食品制造业、餐饮业

（关于特定技能 2 号，仅允许划线处 2 个领域接收人才）

【特定技能1号要点】

- (1) 在留期间：每1年、6个月或者4个月更新一次，合计不超过5年
- (2) 技能水平：通过考试等确认（已修完技能实习2号的外国人可免除考试等）
- (3) 日语能力水平：通过考试等确认生活及业务中所必须的日语能力水平（已修完技能实习2号的外国人可免除考试等）
- (4) 家人陪同：原则上不允许
- (5) 接收机关或登记支援机关的支援对象

【特定技能2号要点】

- (1) 在留期间：每3年、1年或者6个月更新一次
- (2) 技能水平：通过考试等进行确认
- (3) 日语能力水平：不需通过考试等进行确认
- (4) 家人陪同：需满足条件（配偶、子女）
- (5) 不属于接收机关或登记支援机关的支援对象

特定産業分野（14 分野）

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

（特定技能 2 号は、下線部の 2 分野のみ受入れ可）

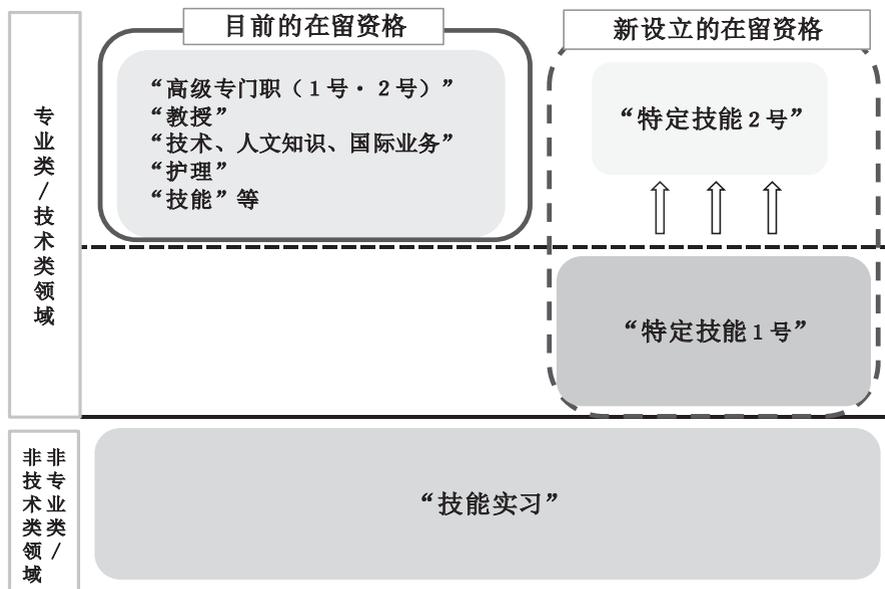
【特定技能 1 号のポイント】

- (1) 在留期間：1 年、6 か月又は 4 か月ごとの更新、通算で上限 5 年まで
- (2) 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- (3) 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- (4) 家族の帯同：基本的に認めない
- (5) 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

【特定技能 2 号のポイント】

- (1) 在留期間：3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新
- (2) 技能水準：試験等で確認
- (3) 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- (4) 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- (5) 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【允许就业的在留资格技能水平】



【就劳が認められる在留資格の技能水準】

